

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部建築課
委託業務番号	令和4年度 長建委第3号
委託業務名称	長浜市木造住宅耐震診断員派遣等業務委託
委託業務場所	長浜市内の全域
業務の概要	長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱に基づく耐震診断及び補強案作成
履行期間	令和4年5月6日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年5月6日
契約額(税込)	耐震診断委託料 1件につき52,000円 補強案作成委託料 1件につき84,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市南草津三丁目12番地6 [商号又は名称] 一般財団法人滋賀県建築住宅センター 理事長 我孫子 三男
契約相手方の選定理由	本事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱及び滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金に基づき定めた長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱により運用するもので、本要綱に基づく耐震診断員の派遣を迅速に行い、また、診断結果を適正に審査・処理する必要があること、また、滋賀県内の全ての市町において同種の事業を実施していることから県下の耐震診断員を把握し、建築物の耐震に関する知識を有する業者に一元化して処理させる必要があることから、一般財団法人滋賀県建築住宅センターを契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>